



○ 古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年四月二十五日法律第二十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条の改正規定（同条第四号及び第五号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める部分並びに同条第七号中「営業所」の下に「（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）」を加える部分を除く。）、第五条第一項第五号の改正規定、第六条の改正規定、第十二条第一項の改正規定、第十三条第二項第二号の改正規定、第十四条第一項の改正規定、第二十二条第一項の改正規定（同項中「営業所」の下に「若しくは仮設店舗」を加える部分に限る。）、及び第二十五条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第五条（第一項第二号に係る部分を除く。）、第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。